

鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正
について

次のように改める。

令和3年11月24日提出

鹿沼市長 佐藤 信

鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

第1条 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例（昭和31年鹿沼市条例第32号）の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に改め、同条第3項中「100分の127.5」を「100分の112.5」に、「100分の72.5」を「100分の62.5」に、「100分の107.5」を「100分の92.5」に、「100分の62.5」を「100分の52.5」に改める。

第2条 鹿沼市一般職の職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第23条第2項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の92.5」を「100分の100」に改め、同条第3項中「100分の112.5」を「100分の120」に、「100分の62.5」を「100分の67.5」に、「100分の92.5」を「100分の100」に、「100分の52.5」を「100分の57.5」に改める。

附 則

この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は令和4年4月1日から施行する。